

令和 8 年度

女川町教育要覧



女川町教育委員会

目 次

1 女川町の概要	・・・ 3
(1) 地勢・沿革	
(2) 人口・世帯数	
(3) 東日本大震災による被災と復興	
2 教育行政	・・・ 5
(1) はじめに	
(2) 教育委員会	
(3) 総合教育会議	
(4) 教育委員会事務局の組織	
(5) 教育機関	
(6) 附属機関	
(7) 女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）	
(8) 女川町教育委員会教育行政評価	
(9) 女川町教育委員会重点施策ロードマップ	
3 教育財政	・・・ 14
(1) 一般会計歳出予算の概要	
(2) 令和8年度一般会計教育予算	
(3) 令和8年度一般会計教育予算主要事項	
(4) 教育財政の推移	
4 生涯学習	・・・ 17
(1) 女川町生涯学習基本構想	
(2) 町民憲章具現化指標	
(3) 地域をつくる生涯学習・文化・芸術の推進	
(4) 学校、家庭、地域、行政が連携・協働した教育の推進	
(5) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	
5 学校教育	・・・ 21
(1) 女川町の小・中学校	
(2) 学級数・児童生徒数	
(3) 教職員数	
(4) 東日本大震災による被災と教育環境の復旧・復興	
(5) 施設一体型小中一貫教育学校	
(6) 学校教育の充実のための取組	
(参考)	
令和8年度 小中一貫教育「女川プラン」	・・・ 27
令和8年度 学校経営全体構想	・・・ 28
女川町の主な文化財	・・・ 29

1 女川町の概要

(1) 地勢・沿革

本町は、宮城県東部、牡鹿半島基部に位置し、奥州三大霊場の一つである「霊島 金華山」を中心とした「三陸復興国立公園」区域に指定されています。

北上山地と太平洋が交わる風光明媚なリアス海岸は天然の良港を形成し、カキやホタテ、ホヤ、ギンザケ等の養殖業が盛んで、世界三大漁場の一つである金華山沖漁場が近いことから、魚市場には年間を通じて暖流・寒流の豊富な魚種が数多く水揚げされています。

「女川」の由来は、前九年の役の際、豪族 安倍貞任が源氏方の軍と戦った際に、一族の婦女子を安全地帯である「安野平」に避難させたことから、この地から流れ出す溪流を「女川」と呼び、後に地名になったと伝えられています。

また、女川港は古くから天然の良港として知られ、慶長16年（1611年）のイスパニア使節による三陸海岸の探検測量時の文献に「石浜」「浦宿」の地名が記されていて、明治18年（1885年）の英国ハミルトン将軍率いる東洋艦隊の初入港の際にも、軍艦の停泊に最適として世界中に紹介されています。

明治21年に女川浜ほか20浜より、沢田村を除いて女川村を確定し、村政を実施したのは翌22年5月1日です。なお、学制発布がなされた翌年の明治6年には、女川村においても、浦宿小学校（当時）ほか4校が既に開校されています。

大正15年4月1日に町制を施行し女川町となり、以来水産商工の町として発展を続けて、近年においても、新鮮な魚介類を活用した観光産業を中心に、多くの方々に足を運んでいただいています。また、昭和59年に営業運転を開始した女川原子力発電所は東北地方の電気エネルギーを担う拠点として重要な役割を担っています。

海とともに発展を遂げてきた本町でしたが、平成23年3月11日の東日本大震災により、町は壊滅的な被害を受けました。

あの震災から15年という歳月が流れました。平成23年9月に策定した「女川町復興計画」が終了し、本町が目指す将来像～「いのち」と「くらし」をみんなが紡ぐまち～のスローガンを掲げた「女川町総合計画2019」に基づき、教育行政を進めています。

(2) 人口・世帯数

本町の人口・世帯数は、令和8年3月31日現在、下表のとおりです。

（下段は、東日本大震災前、平成23年2月28日の人口等）

	総 数	男 性	女 性	世帯数
令和8年3月31日	5,658 人	2,767 人	2,891 人	3,035 世帯
平成23年2月28日	10,016 人	4,863 人	5,153 人	3,852 世帯

(3) 東日本大震災による被災と復興

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするM9.0の大地震が発生しました。この地震により発生した大津波により、岩手・宮城・福島をはじめとする太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。

ました。

本町においても役場をはじめとする公共施設が被害を受け、行政機能が停止しました。東日本大震災における被災率最大の自治体为本町でした。死者・死亡認定者が827名、住家被害が全壊2,924棟、大規模半壊149棟、半壊200棟となりました。また、津波の被害を免れた総合体育館をはじめとする避難所は、最大25か所、避難者数5,720人を数えました。

【浸水・人的・住家の被害状況】

被害状況（女川町全域）	
浸水被害	8m以上の浸水域が広く分布しており、特に町の中心部の平地においては、浸水域が内陸部まで広く分布している。 ・最大津波高：14.8 m（港湾空港技術研究所調査） ・浸水域：320 ha（国土交通省被災状況調査） ・被害区域：240 ha（宮城県発表）
人的被害	人口が集中する中心部において人的被害が多くなっており、特に市街地の中心である女川浜地区において、死者・死亡認定者の割合が15%以上と高い。 ・町人口：10,014名（H23.3.11時点） ・死者：575名（H31.4.1時点） ・死亡認定者：252名（H31.4.1時点） （震災行方不明者のうち死亡届が受理された者）
住家被害 （一般的な家屋）	中心部ではほとんどの建物が津波によって全壊若しくは大規模半壊となった。主要な公共施設及び民間施設も同様の被害を受け、高台への仮設施設設置や閉鎖を余儀なくされている。 ・住宅総数：4,411棟 ・被害総数：3,934棟（89.2%） ・全壊：2,924棟（66.3%） ・大規模半壊：149棟（3.4%） ・半壊：200棟（4.5%） ・一部損壊：661棟（15.0%）



津波に飲み込まれる女川町中心部



被災直後の鷺神浜地区

2 教育行政

(1) はじめに

めざす子供の姿

志をもって、未来を切り拓いていく子供

基本目標

知・徳・体の調和がとれ、夢と志をもち、その実現に向けて努力する子供を育てていきます

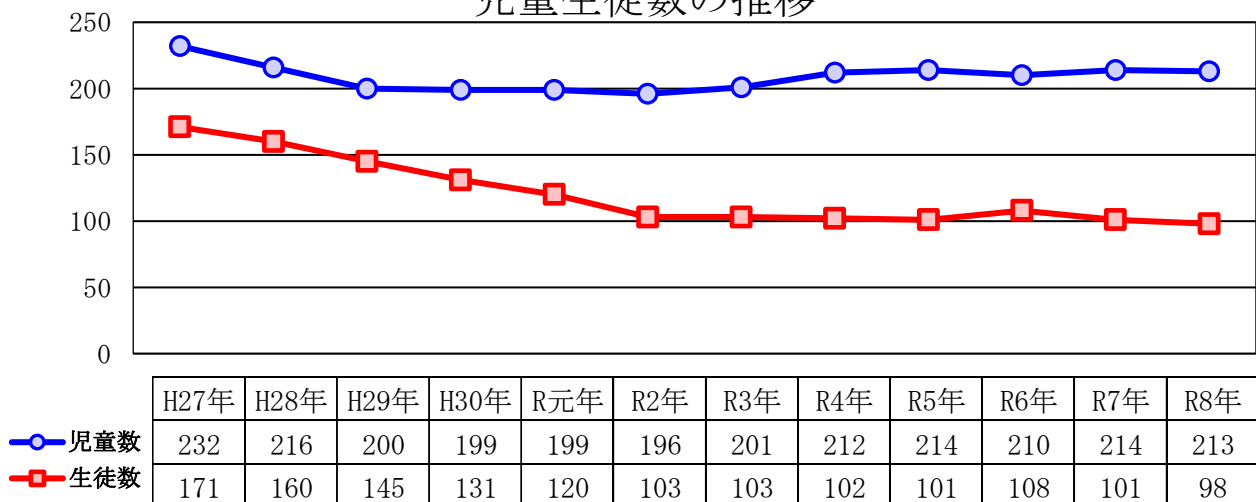
女川を愛し、伝統と文化、規範を尊重し、明日の社会を支える子供を育てていきます

学校・家庭・地域社会の教育力を高め、連携し、社会全体で子供を育てていきます

生涯にわたって学び続け、高め合うことができる地域社会をつくっていきます

東日本大震災は子供たちの生活環境も一変させました。そこで、本町のめざす子供の姿を実現させるためにも、平成25年度から、これまであった小学校3校、中学校2校をそれぞれ1校に再編しました。令和元年度からは、連携型の小中一貫教育をスタートさせ、令和2年7月には町の中心部に新校舎が完成し、令和2年度第2学期より施設一体型小中一貫教育学校としての教育活動を開始しました。令和3年度から本格的な取組を行っています。

児童生徒数の推移



各年5月1日時点

(2) 教育委員会

地方公共団体においては、原則として、教育委員会が学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し執行することとされています。

本町の教育委員会は、平成28年4月1日から新教育委員会制度へ移行し、下表のとおり構成されています。

【教育委員会の構成】

教 育 長	平 塚 隆	令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
委 員	横 井 一 彦	令和 4 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
委 員	新 福 悦 郎	令和 7 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日
委 員	中 村 たみ子	令和 5 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日
委 員	山 内 哲 哉	令和 7 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日

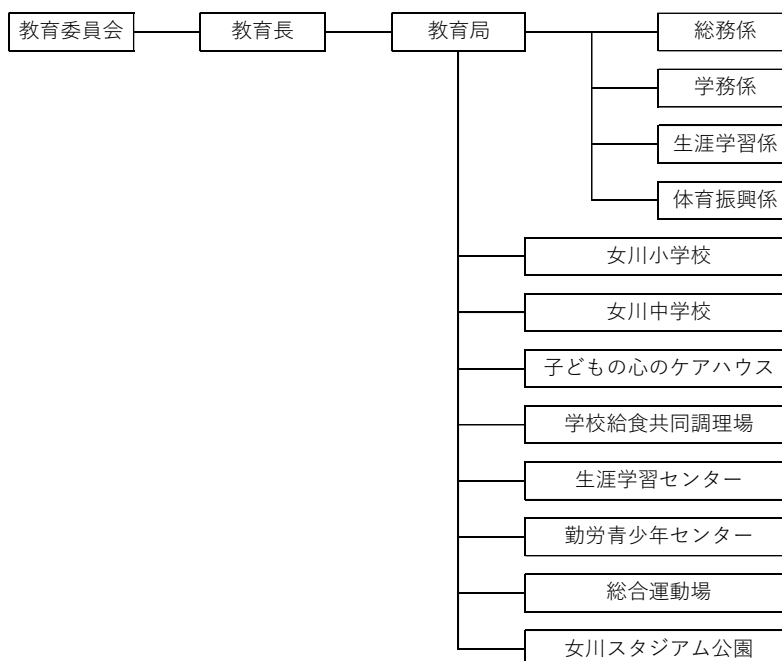
(3) 総合教育会議

地方公共団体の長は、平成27年度より、新たに総合教育会議を設けることとなりました。総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会により構成されるもので、対等な執行機関同士の協議・調整の場です。これにより、両者が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることが期待されています。

本町においては、これまでも両部局の連携が良好に推移してきたところですが、総合教育会議の活用により、両者のより一層の連携強化を進めてまいります。

(4) 教育委員会事務局の組織

教育委員会には、その権限に属する事務を処理させるため、事務局を置くこととされています。本町の教育委員会の事務局は、下図のとおり組織されています。また、その事務分掌は、別表のとおりです。



【教育局事務分掌】

係名	事務分掌
総 務 係	(1) 教育委員会の会議その他庶務に関すること。 (2) 職員の任免その他人事に関すること。 (3) 教育局の予算の調整及び学校等への予算の配当に関すること。 (4) 教育委員会規則及び規程の制定改廃に関すること。 (5) 公印に関すること。

総 務 係	(6) 教育局の文書の収発及び整理保存に関すること。 (7) 学校の設置、管理及び廃止に関すること。 (8) 教育財産の取得、管理及び処分に関すること。 (9) 学校の施設及び設備の整備保全に関すること。 (10) 渉外に関すること。 (11) 教育行政の相談に関すること。 (12) その他他係に属さない事務に関すること。
学 務 係	(1) 県費負担教職員の人事の内申及び服務に関すること。 (2) 学級編制及び教職員定数に関すること。 (3) 教科用図書の採択及び教材教具に関すること。 (4) 校長及び教職員の研修に関すること。 (5) 児童生徒及び教職員の保健に関すること。 (6) 就学事務に関すること。 (7) 就学奨励援助に関すること。 (8) 学校給食に関すること。 (9) 学校給食共同調理場の管理運営に関すること。 (10) 奨学資金貸与に関すること。 (11) 教育研究団体の育成及び指導に関すること。 (12) いじめの防止等に関すること。 (13) 教育課程、学習指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 (14) 不登校等児童、生徒に関すること。 (15) その他学務に関すること。
生涯学習係	(1) 生涯学習の推進体制の整備に関すること。 (2) 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。 (3) 社会教育委員に関すること。 (4) 生涯学習推進委員に関すること。 (5) 社会教育関係団体等への指導助言及び育成に関すること。 (6) 文化財の保護及び調査に関すること。 (7) 文化財保護委員に関すること。 (8) 社会教育資料の提供に関すること。 (9) 図書の整備及び貸出しに関すること。 (10) 社会教育施設の運営及び維持管理に関すること。 (11) 社会教育施設の使用及び許可に関すること。 (12) 社会教育施設入場者傷害保険に関すること。 (13) 家庭教育に関すること。

生涯学習係	(14) 成人教育、青少年教育及び高齢者教育に関すること。 (15) 芸術及び文化の振興に関すること。 (16) 視聴覚教育に関すること。 (17) 生涯学習に関わる地域活動の支援に関すること。 (18) 生涯学習指導者の発掘と育成支援に関すること。 (19) 学校と地域社会、家庭の連携及び融合に関すること。 (20) 生涯学習相談に関すること。 (21) 生涯学習に関する情報収集及び提供に関すること。
体育振興係	(1) 社会体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。 (2) 社会体育施設の運営、開放に関すること。 (3) 社会体育施設入場者傷害保険に関すること。 (4) 学校開放に関すること。 (5) 社会体育に関する企画立案及び指導助言に関すること。 (6) 体育・スポーツの振興に関すること。 (7) スポーツ推進委員に関すること。 (8) 体育・スポーツ関係団体の連絡調整及び指導助言に関すること。 (9) 体育・スポーツの普及及び調査に関すること。 (10) その他体育・スポーツに関すること。

(5) 教育機関

地方公共団体は、学校等の教育機関を設置することとされています。本町は、現在、下表の教育機関を設置しています。

名 称	位 置	概 要
女川町立女川小学校	女川町女川一丁目 2 番地 1	初等教育を行う。
女川町立女川中学校	女川町女川一丁目 2 番地 1	中等教育を行う。
女川町生涯学習 センター	女川町女川一丁目 1 番地 1	(1) 生涯学習に関する講座等の学習機会の提供及び人材育成を行う。 (2) 生涯学習に関する情報提供及び資料の収集並びに提供、相談を行う。 (3) 生涯学習に関する事業を行う機関及び団体との連携、協力並びに交流を行う。

女川町子どもの 心のケアハウス	女川町鷺神浜字堀 切山107番地17 (地域福祉 センター内)	(1) 女川町内の小・中学校に在学し、学校不適応等の理由により学校を長期にわたり欠席している児童・生徒（以下「対象児童・生徒」）及び保護者の教育相談並びに心のケアを行う。 (2) 対象児童・生徒の生活指導及び学習指導を行う。 (3) 不登校に係る情報の収集及び提供を行う。 (4) 学校、関係機関と連携し、学校不適応児童・生徒の支援に当たる。 (5) 上記のほか、女川町子どもの心のケアハウス条例（平成 29 年女川町条例第 11 号）第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事業を行う。
女川町勤労青少年 センター	女川町鷺神浜字 荒立84番地 2	(1) 一般教養、体育及び健全なレクリエーション等について、場と機会を提供し、必要な助言並びに指導を行う。 (2) 上記のほか、勤労青少年の福祉増進を図るために必要な事業を行う。
女川町総合運動場	女川町女川浜字 大原602番地 3、 606番地	(1) スポーツ及びレクリエーションに関すること。 (2) 健康及び体力づくりに関すること。 (3) 総合運動場の施設及びこれに附属する器具等を使用する者に対して必要な助言及び指導を行う。 (4) 上記のほか、総合運動場の目的を達成するために必要な事業
女川町学校給食 共同調理場	女川町女川一丁目 2 番地 1	(1) 学校給食の調理を行う。 (2) 調理場の安全及び衛生の維持を行う。 (3) 給食物資の発注及び検収を行う。

また、下表の施設について、隣接している石巻市の施設ではあるものの、同市と協議書を締結し女川町の児童・生徒の利用に供させることができるようにしています。

名 称	位 置	概 要
石巻市特別支援教育 共同実習所	石巻市東中里 三丁目 2 番 1 号	中学校に在学する心身障害児の職業教育（縫製、印刷、紙工、コンクリートブロック、陶芸、野菜栽培等）に関する実習指導等を行う。
石巻市学びサポート センター「コイル」 (教育支援センター)	石巻市向陽町 三丁目13番 7 号	(1) 対象児童・生徒の教育相談に関する事業 (2) 対象児童・生徒の生活及び学習に対する指導に関する事業 (3) 対象児童・生徒の自立並びに学校生活への自発的な復帰を促進するための支援及び指導に関する事業

(6) 附属機関

地方公共団体には、附属機関として調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができることとされています。本町の教育委員会の附属機関は、下表のとおりです。

名称（主管係）	担当事務
女川町奨学生選考委員会 （学務係）	女川町奨学金貸与条例（昭和39年女川町条例第13号）第2条の規定による奨学生推せんに関する事項を審議すること。
女川町心身障害児就学指導委員会 （学務係）	女川町心身障害児就学指導委員会条例（平成9年女川町条例第26号）第1条の規定による心身に障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査審議に関すること。
女川町いじめ問題対策調査委員会 （学務係）	女川町いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年女川町条例第29号）第8条の規定による教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、いじめの事案に係る事実関係の調査審議に関すること。
女川町学校給食運営審議会 （学務係）	女川町学校給食運営審議会条例（平成11年女川町条例第14号）第1条の規定による学校給食の実施に関する重要事項の調査審議に関すること。
女川町社会教育委員 （生涯学習係）	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する重要事項についての教育委員会に対する助言及び意見の具申に関すること。
女川町文化財保護委員 （生涯学習係）	女川町文化財保護条例（昭和48年女川町条例第21号）第5条の規定による文化財の保存及び活用に関する調査研究並びに審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。
女川町スポーツ推進委員 （体育振興係）	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定によるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対するスポーツの実技の指導に関すること。

(7) 女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）

本町は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、教育の振興のための基本的な計画として「女川町教育振興基本計画」を策定しています。現在の計画は、令和7年4月に改訂したものです。

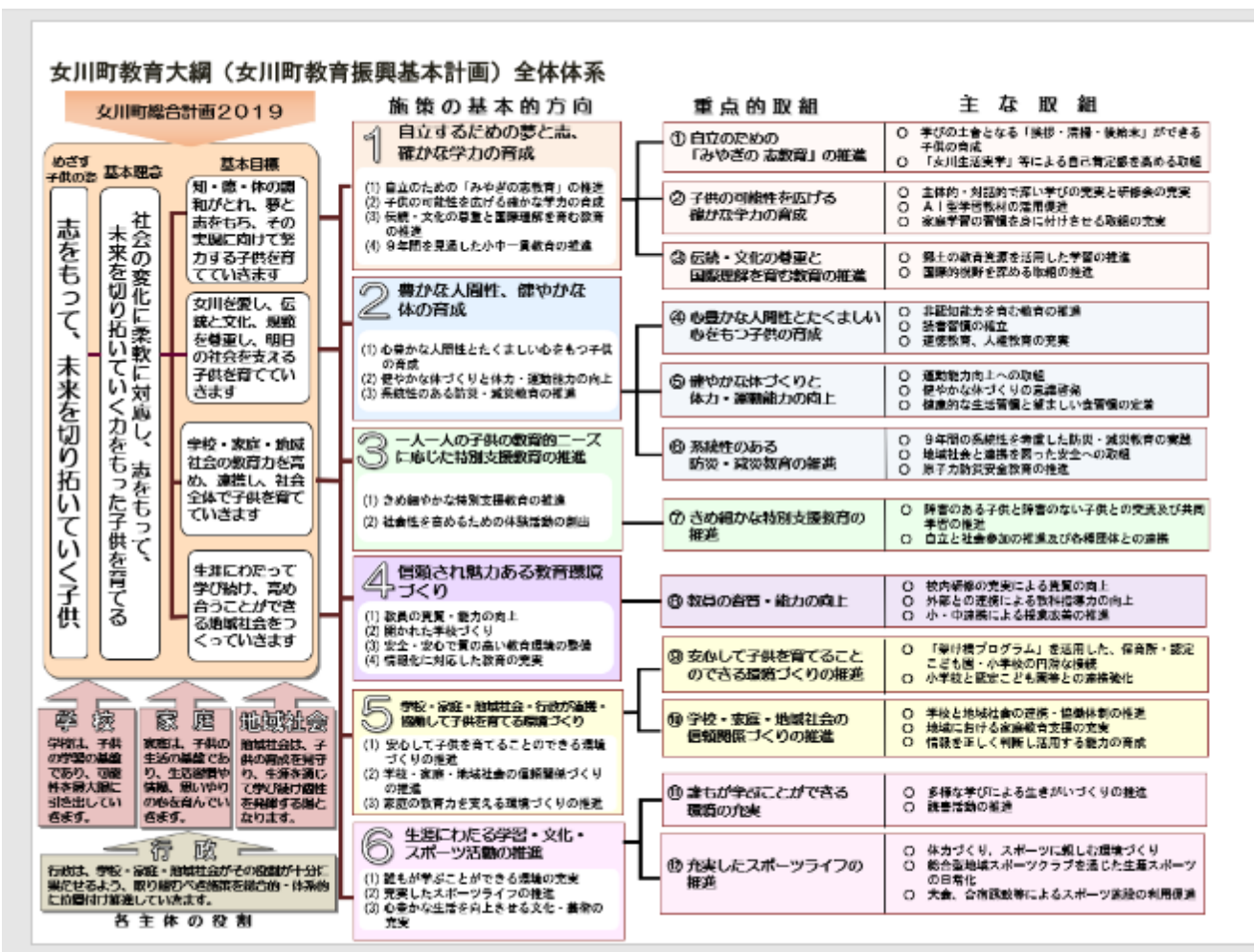
「女川町教育大綱（教育振興基本計画）」は、計画期間を令和7年度から令和11年度（5年間）とし、本町教育の現状について、分析した上で、5年間で取り組む計画としています。本町では、「生きる力」を、様々な「社会の変化に柔軟に対応し、志をもって、未来を切り拓いていく力」とであると捉え、この力をもった人（町民）を生涯にわたって育成することを基本理念としています。

そこで、「女川町教育大綱（教育振興基本計画）」では、この基本理念の具現化に向けて、「めざす子供の姿」を「志をもって、未来を切り拓いていく子供」とし、4つの基本目標を掲げ、教育を推進することとし、そのための施策として6つの基本方向、12項目の重点的取組を示しています。

例えば、「基本方向1 自立するための夢と志、確かな学力の育成」では、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す教育の推進等「自立のための志教育「みやぎの志

教育」の推進（重点的取組1）、基礎的な知識をしっかりと教え、身に付けさせる学習等「子供たちの可能性を広げる確かな学力の育成」（重点的取組2）及び「伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」（重点的取組3）を示しています。

教育委員会制度の見直しを図るための法律改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）により、首長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。大綱は、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や根本となる方針を定めるものです。本町においては、「女川町教育振興基本計画」があり、新たに大綱を策定した場合、町の教育等の方針・計画が浸透しにくくなる懸念があること等から、総合教育会議において協議した結果、首長が女川町教育振興基本計画を持って大綱に代えることとし、名称を女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）としました。



(8) 女川町教育委員会行政評価

女川町教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成20年4月一部改正）第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施しています。

「女川町教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱（平成27年教育委員会訓令第5号）」により、3人の有識者に委員を委嘱して実施し、結果は女川町議会に提出するとともに町民にも公表されます。行政評価等は、点検及び評価を行う年度の前年度に教育委員会が実施した施策及び事業のうち、重要な施策として教育長が選定したものについて行っています。

女川町教育委員会 重点施策ロードマップ（令和4年度～令和13年度）

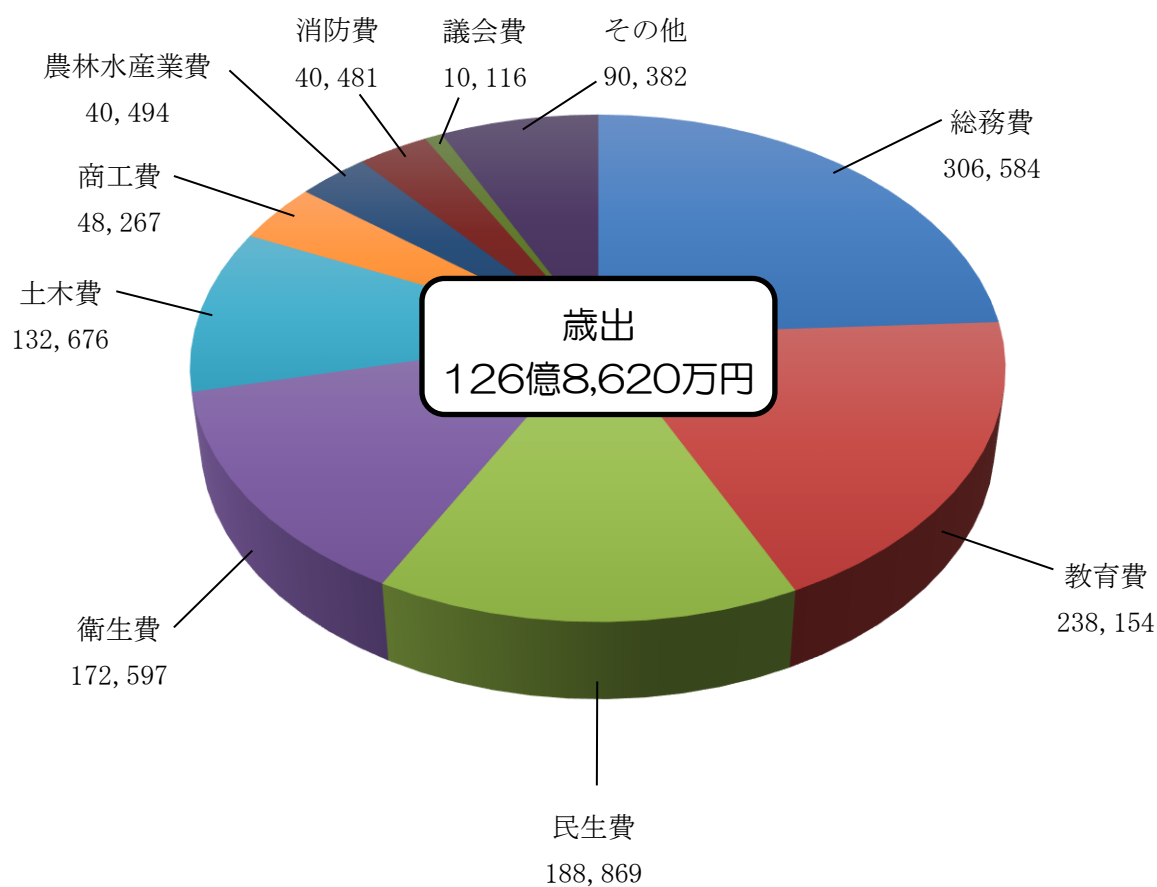
重点施策	具体の目標	女川町教育大綱 重点的取組との関連	具体の取組	短期(1～3年) 令和4～6年度				評価の結果に基づき、 具体の取組や目標値の修正等を行う。
				1年目 令和4年度	2年目 令和5年度	3年目 令和6年度	第1次評価	
学びの土台づくり	挨拶・清掃・後始末ができる子供の育成 家庭や地域等との連携	重点的取組① 自立のための「みやぎの志教育」の推進 重点的取組⑩ 学校・家庭・地域社会の信頼関係づくりの推進	女川っ子しぐさの活用	女川の教育を考える会 生徒指導部会による原案作成・試行的活用	令和版女川っ子しぐさの完成活用及び家庭配布 女川っ子しぐさの取組を情報発信(ホームページ・学校だより等)		女川っ子しぐさが身に付いている児童生徒の割合を50%とする。 評価方法:児童生徒・教員・保護者アンケート 評価時期:年度末	
			児童会・生徒会・家庭と連携した家庭生活の充実	外部講師による女川っ子しぐさの内容に関連した教員対象研修会の実施 対象:教員 学校だより等を活用し、家庭に対する女川っ子しぐさやうみねこルール等の周知	外部講師による女川っ子しぐさに関連した講話等を実施 対象:児童生徒・教員・保護者 PTAと連携し、家庭における女川っ子しぐさやうみねこルールの充実を図る。		うみねこルール・スーパーうみねこルールの平均達成状況を以下のようにする。 小学校:90% 中学校:60% 評価方法:児童生徒・保護者アンケート 評価時期:年度末	
教員の教科指導力向上	指導力向上に向けた研修等の充実 校内研究の更なる充実	重点的取組② 子供の可能性を広げる確かな学力の育成 重点的取組③ 教員の資質・能力の向上	小・中協働での授業改善、教科指導力向上に向けた取組	若手教員の研修・授業支援(指導主事・教育指導員等) 県内外の公開研究会の参加及び外部講師を招いての研修会の実施 秋田県東成瀬村への県外教育視察 乗り入れ指導の実施(通年) 評価(成果と課題)年度末 町学力調査(標準学力調査:年2回)の実施 ・結果分析及び授業改善 小中連携した校内研究の充実 ・小中合同授業研究会		秋田県東成瀬村への県外教育視察 視察を生かした教育活動の展開及び成果の報告	全国学力・学習状況調査において全国平均正答率と同程度とする。 評価方法:調査結果 評価時期:結果公表時 学習意欲についての意識調査で肯定的な回答を以下のようにする。 小学校:70% 中学校:90% 評価方法:全国学力調査・県意識調査 評価時期:結果公表時	
施設一体型小中一貫教育活動の	9年間を見通した女川生活実学 特徴を生かした教育活動	重点的取組① 自立のための「みやぎの志教育」の推進	地域の社会資源を活用した女川生活実学等の充実	協働教育プラットフォーム事業の展開 ○学校支援 地域人材を外部講師に招いての教育活動支援等(職場体験・防災教育・キャリアセミナー・健康に関する特別授業等) 子どもの放課後居場所づくり ○女川放課後『楽校』特別講座 ○女川向学館による学習支援 女川向学館事業 ○キャリアサポート(女川商売塾等)		協働教育プラットフォーム事業に係る教育活動後にアンケートを実施し、児童生徒の満足度データを蓄積	将来の目標や夢をもっている問の肯定的回答を75%以上とする。 評価方法:各学力調査・県意識調査 評価時期:結果公表時 自己肯定感について肯定的な回答を60%以上とする。 評価方法:学力調査・県意識調査 評価時期:結果公表時	

中期(4～6年)令和7～9年度			長期(7～10年)令和10～13年度						
4年目 令和7年度	5年目 令和8年度	6年目 令和9年度	第2次評価		7年目 令和10年度	8年目 令和11年度	9年目 令和12年度	10年目 令和13年度	第3次評価
			女川っ子しぐさが身に付いている児童生徒の割合を70%とする。 評価方法:児童生徒・教員・保護者アンケート 評価時期:年度末		女川中学校の卒業生から、女川っ子しぐさについての講話を開く会を企画(女川っ子しぐさが大人になっても大切なものであることを先輩から学ぶ)				女川っ子しぐさが身に付いている児童生徒の割合を80%とする。 評価方法:児童生徒・教員・保護者アンケート 評価時期:年度末
			うみねこルール・スーパーうみねこルールの平均達成状況を以下のようにする。 小学校:90% 中学校:70% 評価方法:児童生徒・保護者アンケート 評価時期:年度末						うみねこルール・スーパーうみねこルールの平均達成状況を以下のようにする。 小学校:90% 中学校:70% 評価方法:児童生徒・保護者アンケート 評価時期:年度末
自主公開研究会			自主公開の成果と課題の検証		自主公開研究会準備				自主公開研究会
			全国学力・学習状況調査において全国平均正答率と同程度とする。 評価方法:調査結果 評価時期:結果公表時						全国学力・学習状況調査において全国平均正答率をやや上回る。 評価方法:調査結果 評価時期:結果公表時
			学習意欲についての意識調査で肯定的な回答を以下のようにする。 小学校:80% 中学校:90% 評価方法:全国学調・県意識調査 評価時期:結果公表時						学習意欲についての意識調査で肯定的な回答を以下のようにする。 小学校:80% 中学校:90% 評価方法:全国学調・県意識調査 評価時期:結果公表時
			将来の目標や夢をもっている開いた肯定的回答を80%以上とする。 評価方法:各学力調査・県意識調査 評価時期:結果公表時						将来の目標や夢をもっている開いた肯定的回答を85%以上とする。 評価方法:各学力調査・県意識調査 評価時期:結果公表時
			自己肯定感について肯定的な回答を65%以上とする。 評価方法:学力調査・県意識調査 評価時期:結果公表時						自己肯定感について肯定的な回答を70%以上とする。 評価方法:学力調査・県意識調査 評価時期:結果公表時

3 教育財政

(1) 一般会計歳出予算の概要（令和8年度当初）

単位：万円



(2) 令和8年度一般会計教育予算（当初）

教育費 2,381,544千円
（一般会計の教育費の割合：18.8%）

単位：千円

		本年度当初	前年度当初	比較
1 教育総務費	1 教育委員会費	2,830	2,556	274
	2 事務局費	193,060	156,682	36,378
	3 心のケアハウス事業費	12,310	11,720	590
2 小学校費	1 学校管理費	37,095	36,966	129
	2 教育振興費	91,576	67,591	23,985
3 中学校費	1 学校管理費	44,677	44,010	667
	2 教育振興費	71,253	61,578	9,675

4 社会教育費	1 社会教育総務費	1,683,043	320,049	1,362,994
	2 文化財保護費	2,161	1,844	317
	3 勤労青少年センター 管理費	12,785	12,219	566
	4 生涯学習センター 管理費	31,219	29,138	2,081
5 保健体育費	1 保健体育総務費	36,939	22,888	14,051
	2 体育施設管理費	89,161	93,885	△4,724
	3 学校給食費	73,435	71,042	2,393
合 計		2,381,544	932,168	1,449,376

(3) 令和8年度一般会計教育予算（当初）主要事項

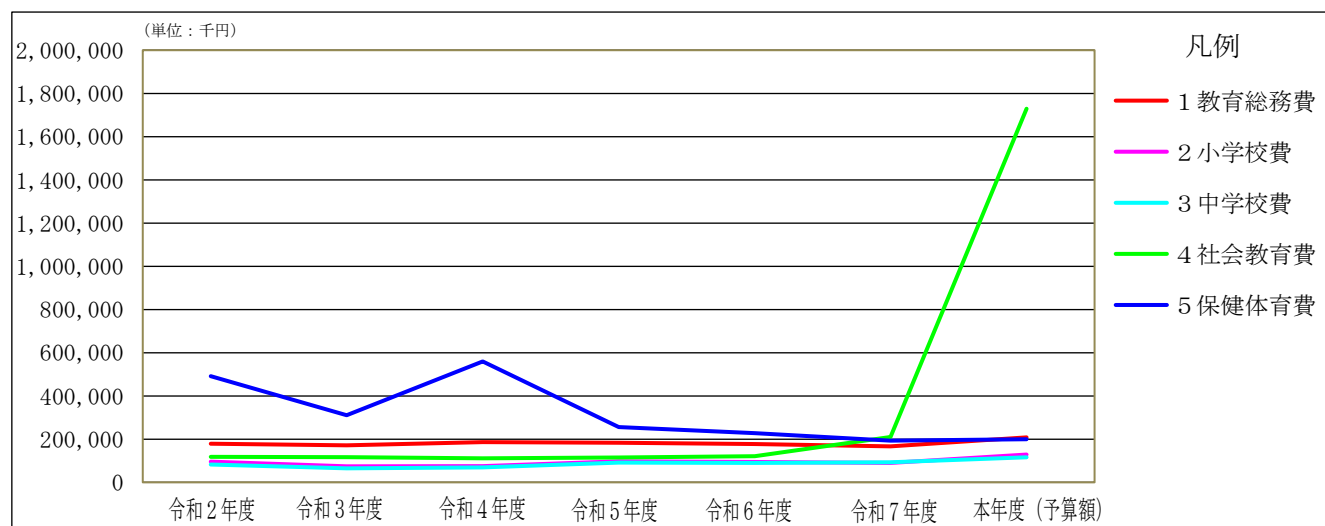
1	スクールソーシャルワーカー謝礼	1,600 千円
2	学力向上のための視察（秋田県東成瀬村：9名分）	144 千円
3	女川っ子学び・体験・リーダー育成包括事業業務委託料	16,900 千円
4	カタール国生徒派遣事業委託料	18,210 千円
5	学校施設長寿命化計画更新委託料	5,148 千円
6	学習塾代等支援事業補助金	14,880 千円
7	高等学校等通学費等補助金	7,107 千円
8	私立幼稚園施設等利用負担金	1,776 千円
9	私立幼稚園補足給付事業補助金	216 千円
10	私立幼稚園施設型給付費負担金	2,760 千円
11	奨学資金貸付金	13,080 千円
12	心のケアハウス事業費	12,310 千円
13	学校システム運用管理業務委託費（小・中学校各 3,052 千円）	6,104 千円
14	I C Tネットワークシステム保守委託料（小・中学校各 3,355 千円）	6,710 千円
15	通学バス運行委託料 （小学校 3 台：27,161 千円、中学校 3 台（部活バス含）：26,871 千円）	54,032 千円
16	小・中学校外国語指導業務委託 （小・中学校 各 1 人：4,990 千円）	9,980 千円
17	学習支援ソフト利用料 （小学校 4 教科：1,796 千円、中学校 5 教科：647 千円）	2,443 千円
18	事務用備品購入費 （小学校：7,897 千円、中学校：7,897 千円）	15,794 千円
19	教材用備品購入費 （小学校：8,613 千円、中学校：1,200 千円）	9,813 千円
20	教育振興補助金及び修学旅行等引率補助金 （小学校：1,658 千円、中学校：5,334 千円）	6,992 千円

21	基礎学力充実支援事業補助金 (小学校 54 名 : 82 千円、中学校 47 名 : 142 千円)	224 千円
22	被災児童生徒就学援助 (小学校 26 名 : 3,128 千円、中学校 13 名 : 2,495 千円)	5,623 千円
23	町民音楽会業務委託料	15,600 千円
24	芸術鑑賞会業務委託料	7,940 千円
25	図書管理システム更新委託料	3,382 千円
26	図書購入費	3,000 千円
27	体育・スポーツ及び文化振興補助金	500 千円
28	各種団体運営補助金	1,020 千円
29	青少年国際交流推進事業助成金	3,000 千円
30	プレミアリーグU-11 チャンピオンシップ大会負担金	1,500 千円
31	総合スポーツプログラム運営業務委託料	3,500 千円
32	総合運動場及び女川スタジアム公園指定管理料	81,211 千円
33	体育施設備品購入費	3,320 千円
34	学校給食費	73,435 千円
35	社会教育施設新築事業費	1,562,440 千円

(4) 教育財政の推移

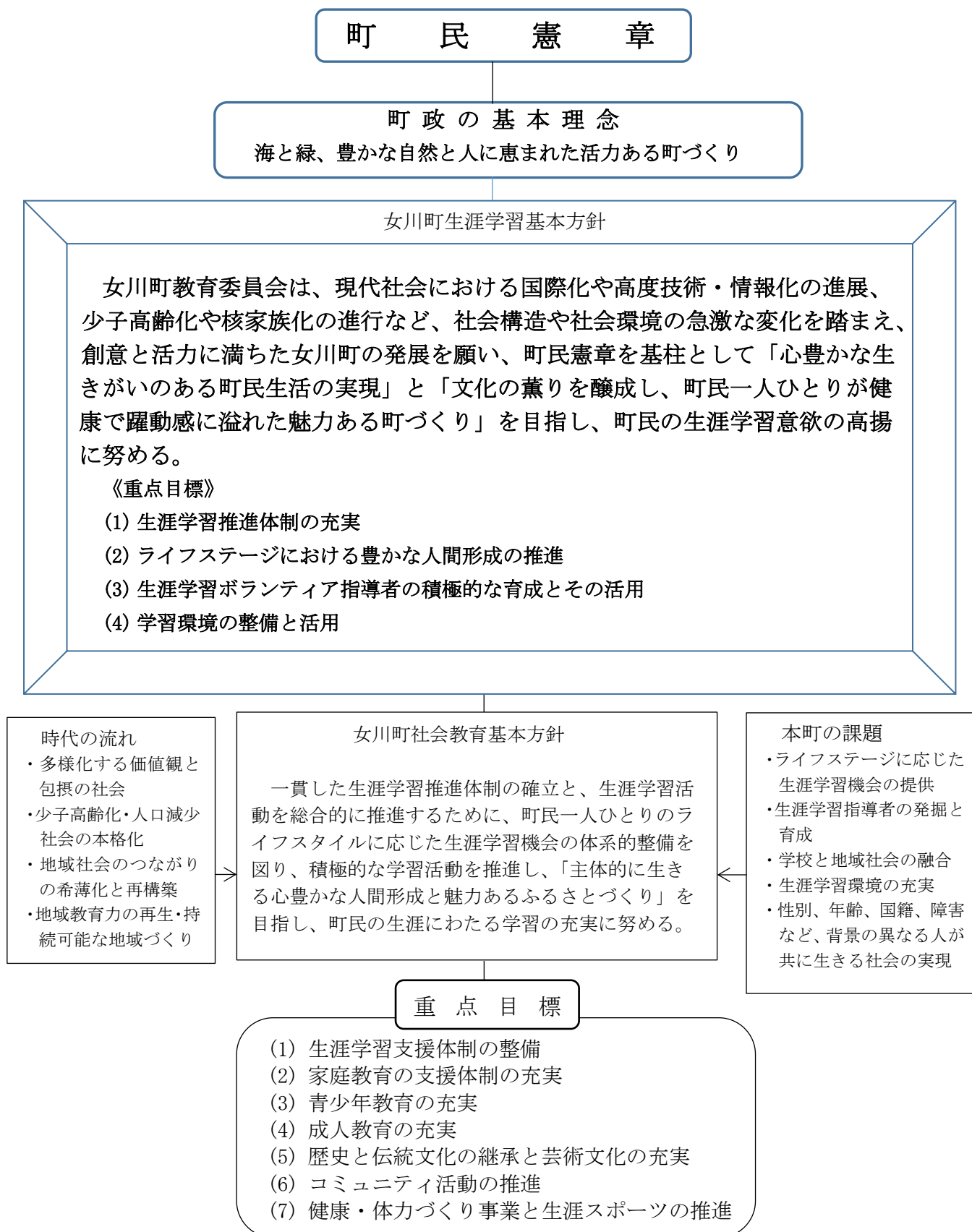
単位：千円

項 目	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 決算額	本年度予算額 (当初)
1 教育総務費	179,414	171,065	186,784	183,925	177,391	166,599	208,200
2 小学校費	95,555	74,253	75,200	98,004	93,805	89,911	128,671
3 中学校費	82,760	64,855	69,230	91,768	89,565	92,389	115,930
4 社会教育費	118,594	116,082	111,226	115,261	120,725	209,792	1,729,208
5 保健体育費	491,140	311,254	559,570	255,588	227,279	192,967	199,535
計	967,463	737,509	1,002,010	744,546	708,765	751,658	2,381,544

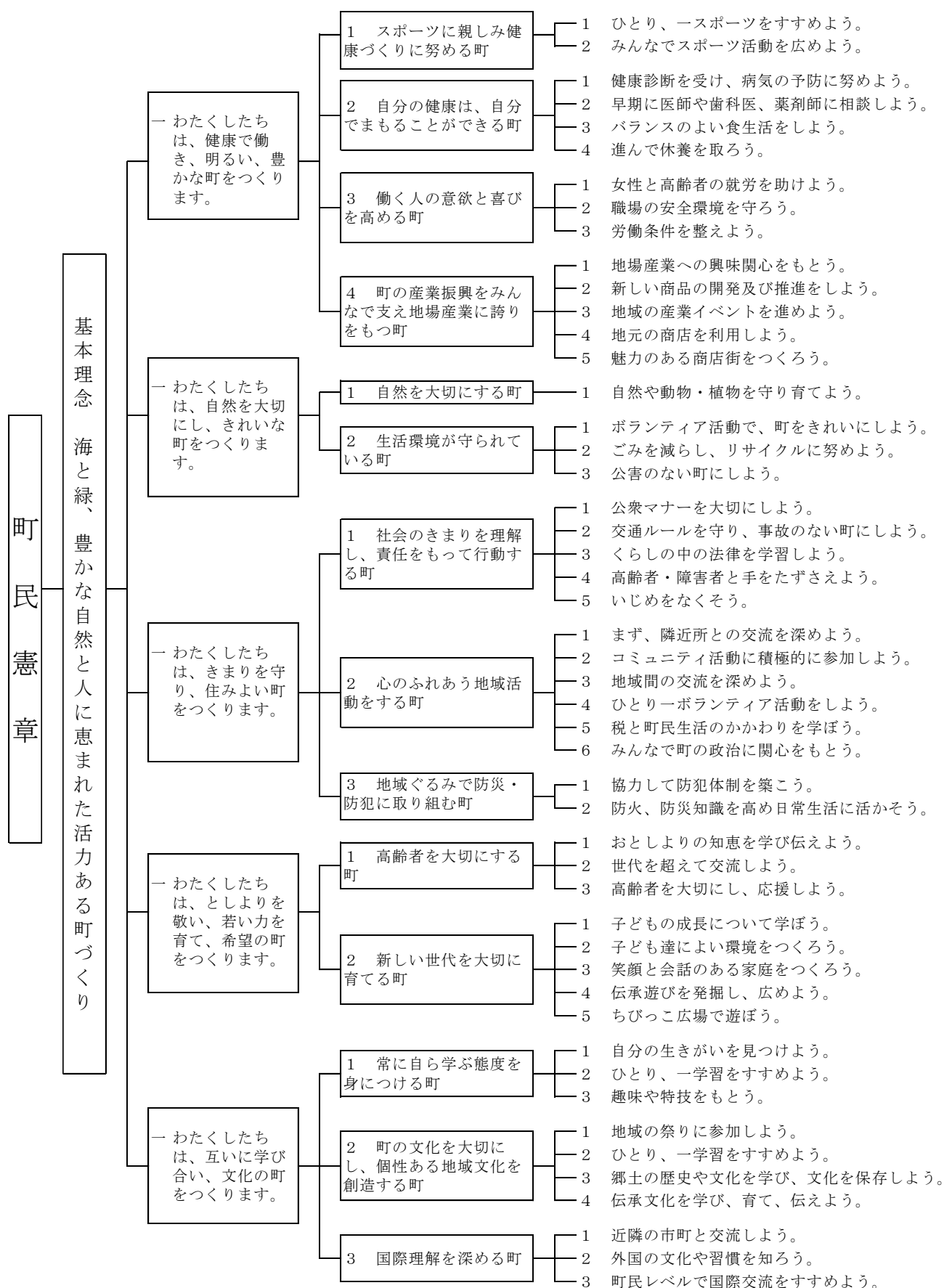


4 生涯学習

(1) 女川町生涯学習基本構想



(2) 町民憲章具現化指標



（３） 学校・家庭・地域社会の信頼関係づくりの推進

学校と家庭、地域社会が一体となった協働的な関係を構築し、学校教育支援、家庭教育支援、地域活動支援を柱とした「地域学校協働活動」を推進します。また、情報化の進展に伴い、インターネット上の有害情報などが子供に悪影響を及ぼす等の危険が増大していることを踏まえ、学校・家庭・地域社会及び関係機関等の連携強化を図り、子供が情報を正しく活用する力を育成しています。

①学校と地域社会の連携による地域学校協働活動の推進

地域住民、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い方の参画により、子供の豊かな学びや成長を支えます。また、よりよい連携・協働のために、地域学校協働活動についての情報を発信するとともに、協働教育を支える人材の育成や支援者の拡充を図り、地域の活性化や持続可能な社会づくりへとつなげます。

学校支援：講師派遣（潮活動、栽培学習、情報教育等）

家庭教育支援：家庭教育学級（情報教育、薬物乱用防止教室）

地域活動支援：様々な体験をとoshした異学年交流及び地域住民との交流の機会の提供

放課後子供教室：まなびっこ



地域ボランティアとの栽培学習

②地域における家庭教育支援の充実

女川町子育て支援センターや保育所等の関係機関との連携を強化し、親同士の交流の場所や親の学びの場所づくりを行います。また、専門家による相談活動の支援を行うことで、安心して子育てができる住みよい環境を目指します。

出前講座による支援：就学時の一日入学等の機会を活用した交流

家庭教育支援：子育てママパパ応援団等の親子参加型事業



子育てママパパ応援団

③情報を正しく判断し活用する能力（情報リテラシー）の育成

学校では、教育課程に位置付けて発達段階に応じた教育を実践していきます。家庭では、家庭でのルール作りとその定着を図ります。子供が被害者や加害者にならないために学校・家庭で連携して情報リテラシー教育を行っていきます。

情報モラル教室：小学校第3・5学年（家庭教育学級）、中学校第1学年



情報モラル教室

④青少年・成人教育の充実

青少年健全育成のために、社会的・自然的体験活動を企画し、自ら有用感を味わい成長へとつなげるよう推進します。また異年齢集団（中学～成人）との活動を通じ、自己形成が確立できるよう事業の充実を図ります。成人教育は、町民のニーズを捉え、関係機関と連携し事業を実施します。

ジュニア・リーダー研修会（初級・中級・上級・東部管内技術交流）、青少年国際交流事業、成人式実行委員会、青年文化祭実行委員会

(4) 誰もが学ぶことができる環境の充実

多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、行政と地域の教育・福祉機関、NPO、民間企業等が連携し、町民や町内勤務者にとって生涯にわたり学び続けることができる活動機会の設定に努めます。また、学習の成果や習得した知識・技能を生かす機会の充実を図り、生涯学習活動やその成果が様々な形で生かされる環境づくりを進めます。読書活動の推進については、子供が自主的な読書活動を通じて心豊かに生き抜く力を身に付けられるよう家庭、地域、保育所、認定こども園、小・中学校等と連携しています。

①多様な学びによる生きがいづくりの推進

生きがいや自身の豊かさを求めるための学びの場として、健康づくりや趣味の教室等を開催します。また、芸術や趣味の世界をとおして、心の栄養や安らぎを得られるよう、作品の展示や発表の場を設け、広く町民に周知し、町民文化祭等を開催します。



くずし字講座



老壮大学（運動講座）



キャンドル作り

②読書活動の推進

毎月第3日曜日を『家庭の日・家読(うちどく)の日』とし、家族そろって読書する時間を設け、家族のコミュニケーションや絆を深めるための支援をします。また、子供の発育段階に応じた、読み聞かせの時間や絵本等に触れる環境を整えています。生涯学習センターの図書室（女川つながる図書館）では、利用しやすい環境整備を推進し、職員による相談対応の充実に努めます。

これらの活動を令和2年度に策定した「第三次女川町子供読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域、保育所、小学校、中学校と連携しながら進めます。また、地域医療センター内の病児・病後児保育室「じょっこおながわ」で女川つながる図書館の利用を促します。



3歳児教室における読み聞かせ

(5) 充実したスポーツライフの推進

日常的にスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことができる環境を整備するために、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体と連携し、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる取組を推進します。また、スポーツをするだけでなく、観て楽しむことができる環境を整備し、スポーツに興味・関心を持てるような取組を推進します。

①体力づくり、スポーツに親しむ環境づくり

トレーニング講習会や総合スポーツプログラムなど各世代における体力づくり事業を実施します。また、みんなのスポーツフェスティバルなど誰もが参加できるスポーツイベントを通じ、町民が自発的にスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

②生涯スポーツの日常化

総合型地域スポーツクラブと連携し、町民の誰もが身近で気軽にスポーツを楽しむ機会の充実に取り組み、コミュニティスポーツの普及を図ります。また、行政区集会所等へ出向きスポーツ教室や体力づくり事業を併せて推進し、地域における生涯スポーツの日常化を支援します。



総合スポーツプログラム

③大会・合宿誘致等によるスポーツの機運醸成

様々なスポーツ大会・合宿を誘致し、スポーツを観て楽しむことができる環境の充実に努めます。また、町民がスポーツへの興味・関心を持てるよう、スポーツ大会等の情報を積極的に発信していきます。

5 学校教育

(1) 女川町の小・中学校

本町では、少子高齢化が加速度的に進んでいる状況を踏まえ、学校再編を進め、平成22年4月に小学校5校、中学校3校、計8校から、小学校3校、中学校2校、計5校に再編しました。

その後、東日本大震災により、町内の大半の市街地、離半島部の集落が被災し、特に、町中心部が津波により壊滅的な被害を受けました。小・中各1校を除き、現地での学校再開が困難であったため、小学校3校は女川二小（当時）、中学校2校は女川一中（当時）の施設に集約しました。

こうした中、平成24年度、「女川の教育を考える会」を設置し、小・中学校の将来のあるべき姿等について議論を重ね、平成25年度から、小学校1校、中学校1校とし、新しい小・中学校としてスタートすることが提言されました。本提言を受け、学校再編を行い、平成25年4月1日から、女川小学校及び女川中学校の小・中1校ずつの体制になっています。

また、平成30年度から連携型の小中一貫教育をスタートさせ、小学校、中学校の教育課程を大切にしながら、無理なく連携し取り組めることを実践してきました。令和2年7月に、待望の施設一体型小中一貫教育学校が完成し、令和3年4月から校長1人体制の施設一体型の小中一貫教育が本格的にスタートしました。

現在、小・中学校9年間を見通した施設一体型小中一貫教育学校における教育活動の充実に努めています。



校舎のシンボルである
中央階段「学校の幹」

(2) 学級数・児童生徒数

女川小・中学校の学級数・児童生徒数は、令和8年5月1日現在、下表のとおりです。

	小学校								中学校				
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別 支援	計	1 年	2 年	3 年	特別 支援	計
学級数	1	1	1	1	2	2	2	10	1	1	1	1	4
児童生徒	28	33	33	33	39	37	10	213	27	32	37	2	98

(3) 教職員数

女川小・中学校の教職員数は、令和8年5月1日現在、下表のとおりです。東日本大震災により生じている諸課題への対応に必要な教育復興加配教員を措置いただくとともに、町費による補助教員等の配置により、きめ細かな指導体制の充実を図っています。

学校種	校 長	教 頭	主 幹 教 諭	主 幹 養 護 教 諭	教 諭 ・ 講 師	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	事 務 職 員	用 務 員	非 常 勤 講 師	補 助 教 員	A L T	事 務 補 助 員	業 務 補 助 員	S C	S S W	計
小学校	1	1	0	0	13	1	0	1	0	1	7	1	2	1	1	1	30
中学校		1	1	0	11	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1		26

(4) 東日本大震災による被災と教育環境の復旧・復興

本町には、東日本大震災前、小学校3校、中学校2校がありましたが、津波による被害は免れたものの、地震により全校が被害を受けました。また、離島の出島にあった小・中学校については、全島避難になったため、学校としての機能を果たせない状況になりました。日頃から危機意識をもっていたため、多くの児童・生徒は無事でしたが、学校の管理下外とはいえ、4名の尊い児童・生徒の命が失われました。このことは決して忘れてはならないことであり、後世に伝えていかなければならないことと認識しています。

当時の本町の教職員は、校長・教頭の指揮の下、避難所運営を献身的に行うとともに子供たちの安全確保に全力で取り組みました。子供たちも率先して避難所でのボランティア活動を行うなど、自分たちができることを考え、行動に移す姿が見られました。そのような子供たちの姿が町全体の復興に向けた原動力となりました。

しかしながら、東日本大震災で親や身内が被災したことにより、精神的、経済的に大きな影響を受けた子供たちもいました。子供たちが就学困難な状況に陥ることなく、被災の影響により学習面や生活面の支障が生じないように、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組んでいくことが現在も求められています。現在に至るまで、物資や義援金はもとよ

女川は流されたのではない
新しい女川に生まれ変わるんだ
人々は負けずに待ち続ける
新しい女川に住む喜びを感じるために

当時の小学校第6学年児童が綴った詩



「女川のいのちの石碑」

り、交流活動等を含め、国内外から心温まる支援を数多くいただきました。本町においては、こうした支援を子供たちの教育環境の復旧・復興にしっかりと活用させていただくとともに、新校舎の建設やスクールバスの運行、被災した児童生徒等の就学支援を行うなど、安全・安心な教育環境を整備しました。

(5) 施設一体型小中一貫教育学校

本町では、復興まちづくりの方針の中で、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）に「町の核」となる小・中学校を配置する計画を掲げました。

これを受け、教育委員会において、基本的な考え方として3つの視点を掲げ、町民の代表者、有識者等に参加いただいた女川町学校施設町民会議や公募によるワークショップを開催するなど、多くの方から御意見等を頂戴するように心掛け、施設整備の基になる基本計画を策定しました。

この基本計画を基に基本設計・実施設計を進め、町の復興の要として、「おらほの町の自慢の学校」といわれるような魅力にあふれ、「町の核」となる小・中学校の整備を進めました。

国の復興交付金の活用、そして中東カタル国からの御支援をいただき、建設工事は、平成31年1月にスタートしました。コロナ禍の中、工事関係者の御尽力により、予定どおり令和2年7月に完成しました。同年8月23日に落成式を行い、施設一体型小中一貫教育学校がスタートしました。

校舎は、小学校と中学校の普通教室を東西のウイングに振り分け、中央には昇降口から続く大きな階段と「学校の幹」と呼ばれる吹き抜けを設けております。また、大小2つの体育館、メディアセンター、ランチルーム、屋上プール、人工芝グラウンド等々、全国に誇れる施設となりました。

このようなすばらしい施設の中で、本町独自の小中一貫教育を展開しています。



新校舎落成式



女川小・中学校 校舎全景

(6) 学校教育の充実のための取組

本町では、学校教育の充実のため、現場中心で様々な取組を行っています。ここでは、児童・生徒の学力向上、体力向上等の取組の一端を紹介します。（各学校の取組は、p 25～26の小中一貫教育「女川プラン」・学校経営全体構想参照）

①学力向上

本町では、主体的・対話的で深い学びの充実に向けて、「協働的な学び」を授業の中に意識的に取り入れています。探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士、子供と教員等が協働しながら、学習を進めています。自分以外の他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成していきます。集団の中で個人が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生か

し、異なる考え方を組み合わせながら、よりよい学びを生み出していきます。また、個別最適な学びを実現するために、A I 型学習教材（キュビナ）の活用促進を図っています。授業の導入や終末、家庭学習などで意識的に活用することで、基礎・基本の確実な定着を目指します。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に、A I 型学習教材が効果を上げているのか確認しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていきます。



協働的な学びをしている様子

さらに、小・中学校それぞれにA L T（外国語指導助手）をフルタイムで配置し、小学校第1・2学年においても外国語に親しむ活動を行うなど、外国語教育、国際理解教育の充実に努めています。年間を通じて外部講師による教職員研修会や県外教育視察（秋田県東成瀬村）、近隣の小・中学校への授業視察、小・中学校合同授業研究会、小・中学校共通の研究主題を設定した校内研究等により、教員の教科指導力向上に取り組んでいます。

②体力向上

震災発生後、スクールバスによる通学や遊び場の確保が難しい状況が見られましたが、現在は基本的に徒歩での登下校を行っています。また、スクールバスを利用している児童生徒においても、バスの発着所を駅前に設定し、発着所から学校まで歩く機会を設けています。

毎年実施している体力・運動能力テストの結果を分析すると、全国平均値を下回る種目がいくつか見られました。そこで、小学校では年間を通じて業前マラソンを行ったり、県が主催しているWe b運動広場（なわ跳び・マラソン）に参加したりするとともに、休み時間や放課後の外遊びを促し、子供たちに体を動かすことの楽しさや心地よさを感じさせ、運動に親しむ態度の育成を図っています。中学校では、部活動や体育の授業等で運動を行う際に、生徒の体力面での課題を改善するための補強運動を積極的に取り入れるとともに、生徒自身が自己の体力に合った目標を設定して運動に取り組めるようにしています。

体力の向上は、健康的な生活習慣や望ましい食生活との関連が深いことから栄養教諭や養護教諭が中心となって食育や健康教育の充実も図っています。

③小中一貫教育の推進

施設一体型小中一貫教育学校のよさを最大限に生かすために、小中一貫教育「女川プラン」を策定し、9年間を見通した教育活動を行っています。具体的な取組として、小学校の授業において中学校教員による「乗り入れ指導（理科・外国語・音楽）」を行い、専門性を生かした学習活動の充実を図っています。また、児童・生徒が中心となって自治的な活動を行う児童会や生徒会の活動では、小・中合同でのあいさつ運動を行っています。学習活動や児童会・生徒会活動の他にも避難訓練や合同文化祭といった学校行事においても小・中学校が合同で行うことで、児童生徒が日常的に交流していけるような環境づくりに努めています。



中学校教員による乗り入れ指導の様子

さらに、非認知能力を育む教育を推進し、「挨拶・清掃・後始末」等の基本的な生活習慣の確立や様々な体験や活動を通して、物事を最後までやり抜く力、自己肯定感、協調性などの非認知能力を育み、理解や共感のもと、高める取組を行っています。

④基本的生活習慣の定着

小・中学校では児童・生徒の実態を踏まえ、9年間にわたって家庭と連携して取り組むべき内容を話し合い、「女川っ子作法」を作成しました。現在は「女川っ子作法」の中の「女川っ子仕草（しぐさ）」に重点を絞って取り組んでいます。あいさつを自分から進んで行える児童・生徒が増えるなど、目に見えた変化も出てきました。

また、児童・生徒が自分たちで生活をよりよくしていこうとする態度を身に付けるために、児童会を中心に「うみねこルール」を作成しました。毎週水曜日はノーゲーム・ノースマホの日にするといったルールを決めています。生徒会でも「スーパーうみねこルール」として、午後10時30分以降はスマートフォンを使ったりゲームをしたりしない等のルールを定めています。また、生徒会が中心となりルールの見直しも図っています。



女川っ子仕草(しぐさ)

⑤心のケアの充実

東日本大震災を直接経験していない児童生徒が増えているものの、被災後の大きく変化した生活環境下で乳幼児期を過ごした児童生徒の心の状態を丁寧に見取り、適切な支援を行うことは重要であり、児童・生徒の実態を関係者間で共有するとともに、支援体制の整備を進めてきました。

本町では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、教育復興加配教員の活用を通して心のケアの充実を図っており、さらには、「女川町子どもの心のケアハウス」、「女川向学館」が連携し、児童生徒の居場所づくりを通じた心のケアや保護者への支援も行っています。

これらの取組を児童・生徒や保護者に広く伝え、支援を受けたい児童・生徒等が自分に合った支援を選択できるよう、周知活動も継続して行っています。

また、小・中学校では児童・生徒の心の状態を把握するため、学校生活に対する適応感を客観的に把握するためのアンケート調査を行っています。アンケートの結果を踏まえ、支援が必要であると思われる児童生徒に対しては個別に面談を行うなど、積極的な生徒指導を行っています。



おながわプラスでの様子

⑥いじめの防止等

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない行為です。しかしながら、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであるということも理解しておく必要があります。

現在、本町では重大かつ長期的ないじめ事案はないものの、家庭や関係機関等と連携し、いじめの未然防止に向けた取組を引き続き進めていきます。

学校においては、従来、日常的な児童・生徒の様子の教職員間での情報共有や定期的なアンケートの実施等により、いじめの状況把握や初期段階での対応等を行い、いじめの防止等に努めて

いるところです。平成26年度に「女川町いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等を構成員とする「女川町いじめ問題対策連絡協議会」、重大事態が生じた場合の調査等を行う「女川町いじめ問題対策調査委員会」を設置しました。こうした取組により、いじめの防止等の取組の一層の充実に努めています。

⑦特別支援教育

宮城県では、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を展開する」ことを特別支援教育将来構想実施計画の基本理念として掲げているところです。女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）においても施策の基本方向に「一人一人の子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」を位置付けています。

具体的な取組として、特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援教育連携協議会並びに特別支援教育コーディネーター連絡協議会（保健師、保育士、小・中学校教諭、特別支援学校地域支援担当教諭で構成）において障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援等について検討しています。また、つばくろ会等の関係機関共催による講演会等の実施により、保護者等に対して障害についての理解や関係職員の資質向上を図るための研修会等を行い、障害のある幼児・児童・生徒に対しての支援体制の構築に努めています。

また、生徒間交流や適切な支援体制構築に向けて、宮城県立特別支援学校女川高等学園や宮城県立石巻支援学校、石巻市特別支援教育共同実習所等との連携を密にしていきます。

⑧女川向学館との協働

学校教育の充実に図る上で、多様な主体との協働も重要です。認定特定非営利活動法人カタリバは震災直後より約15年間、本町において子供たちへの学習支援、心のケアを行ってきました。

令和4年度からは「女川向学館」の運営を一般社団法人まちとこが担うことになり、本町の子供たちの学習支援や心のケア等を行っています。5月1日現在、約160名の児童・生徒が女川向学館の利用登録をしています。女川向学館では、放課後の「学び場」と「居場所」を提供し、ナナメの関係を生かした豊かな体験活動の機会を創出し、心のケアとともに、A I型学習教材（キュビナ）やタブレット端末を活用した学習支援等の取組により、学習意欲の向上や学習内容の定着を図っています。また、学校の教育活動にも直接加わり、授業支援を行う等、教職員が子供たち一人一人に寄り添う体制の構築や学校における心のケアの充実に貢献しています。補習授業や各種検定の対策講座を放課後楽校において実施し、土曜日にはものづくりを中心とした特別講座を行っています。

令和8年度からは、従来の放課後楽校制度を改め、講座中心のおながわプラスの活動、中学生の放課後学習支援、高校生の探求学習の支援など幅広い活動を展開しています。



令和8年度 小中一貫教育「女川プラン」

施設一体型小中一貫教育学校
女川町立女川小学校・女川中学校

1 ねらい

- (1) 義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、連続性をより高め、系統的な教育を通して女川町が目指す子供の姿の具現化を図る。
- (2) 女川町重点施策ロードマップに基づいた、小・中学校教員の連携した指導により、児童生徒の豊かな心の育成及び学力・体力の一層の向上並びに品格の錬磨を図る。

女川町目指す子供の姿 志をもって、未来を切り拓いていく子供

女川町重点施策ロードマップ

(1) 学習指導

①主体的・対話的で深い学び の充実と研修会の充実

②乗り入れ指導

小学校高学年に対し、中学校教員が専門性を生かした授業を展開する。

→英語、理科、音楽

③ICT機器の活用

児童生徒の発達段階に応じ、学習効果を一層高めるといった目的のもと、ICT機器を積極的に活用する。

(キュビナの活用等)

④T・T指導、少人数指導

児童生徒の実態に応じ、指導形態を工夫する。

⑤学年末学習タイムの実施

1年間の学習内容の復習

⑥家庭学習の習慣化

⑦読書活動の推進

(4) 生徒指導

①挨拶・礼儀作法

「女川っ子仕草」に基づいた挨拶・礼儀作法指導の徹底

(挨拶・清掃・後始末の徹底)

②いじめ・不登校の未然防止・早期対応

小中生徒指導部の連携によるアンケート調査を実施(年4回)し、共通理解・共通行動を図る。

③非認知能力(協調性・最後までやり抜く力等)を育む教育の推進

④ネット・スマホ安全教室

- ・小学3年：初級
- ・小学5年：中級
- ・中学1年：上級
- * 外部講師の活用。
- * PTAで作成した保護者・生徒向けのパンフレットの配布と啓蒙



(2) 女川生活実学-【総合的な学習の時間との関連】

①防災学習-【みやぎの志教育との関連】

- ・小学3年「防災グッズ作り」
- ・小学4年「災害時の道具作り」
- ・小学5年「火起こし炊き出し」
- ・小学6年「非常食の調理実習」
- ・中学1年「まるこ山防災教室・非常食のサバイバル飯実習」
- ・中学2年「まるこ山防災教室・救急救命法」
- ・中学3年「まるこ山防災教室・ボランティアセンターの運営訓練」

②協働教育-【みやぎの志教育との関連】

- ・中学校：「潮活動」(潮騒太鼓・防災 他9コース)
- ・小学校：伝統文化継承活動

4年江島法印神楽・おらが江島 5年さざなみ太鼓

③職場体験学習-【みやぎの志教育との関連】

- ・小学6年「キャリアセミナー」
「職場体験学習1(職業ミニ体験 in 女川)」
- ・小学5・6年「職場体験学習2」
及び中学生(課外授業「女川商売塾」町商工会、向学館との連携事業)
- ・中学1年「職場体験学習3」
- ・中学2年「職場体験学習4」

④立志の会-【みやぎの志教育との関連】

- ・中学2年生による「私の志」発表及び記念講演
- ・小学6年児童の見学

⑤校外学習・修学旅行-【みやぎの志教育との関連】

- ・小学4年「江ノ島学習」
- ・小学5年「松島合宿」
- ・小学6年「修学旅行」
- ・中学1年「花山合宿」
- ・中学2年「仙台研修」
- ・中学3年「修学旅行」

自己肯定感を高め、新たな自分を発見する取組

(5) 合同・連携行事

①小中合同引渡訓練・下校時避難訓練等

災害時、安全且つ迅速に児童生徒を保護者に引き渡せるよう、合同引渡訓練を実施する。また、下校時の児童生徒の安全を確保する訓練を実施する。

②小中合同奉仕活動・あいさつ運動

児童会と生徒会が連携し、ゴミ拾いやボランティア活動を行う。

③部活動に関連する各種取組

部活動体験、中総体激励会参加、壮行試合等

④小中合同職員会議、合同校務会等の開催

小中の教員同士で情報共有し、意思統一を図る。また、小中で系統的な生徒指導体制の推進を図る。

⑤「女川みなとまつり」等への参加と協力

鼓笛隊、吹奏楽部の参加 地域の祭りへの参加

⑥女川町総合防災訓練への参加

⑦小中特別支援学級の共同学習や交流活動の推進

⑧小中合同三部会の定期的な開催



(3) 教育諸活動

①女川向学館との連携

授業、放課後、長期休業中の学習支援及びキュビナの活用、検定実施等

②おながわ放課後楽校

生涯学習課等との連携による放課後の居場所づくり



③校内研究主題の統一

小・中学校共通の校内研究主題を設定し、課題を共有しながら、9年間を見通して推進する。

④合同教科部会、授業研ウィーク

9年間を見通した指導計画の検討、相互授業参観

⑤異校種・異学年交流

小・中学生が交流する活動(縦割活動、合同集会、合同給食等)を推進する。

(6) 健康づくり

①「スマイルタイム」

小・中学校共通の保健指導資料の活用と9年間を貫く健康教育の推進

②家庭生活の充実

ゲーム機、スマホ等、家庭学習に関して、児童会と生徒会が連携してルールを設定し、基本的な生活習慣及び家庭学習習慣を定着させる。

③健康まつり

小学校で行う健康まつりに中学生が参加・協力する。

④運動能力向上の取組(小中連携)



令和8年度 学校経営全体構想

施設一体型小中一貫教育学校
女川町立女川小学校・女川中学校

学校経営の基本方針

- ・関連する法令、第2期宮城県教育振興基本計画、町の教育大綱等を踏まえ、小学校6年間、中学校3年間のそれぞれのよさを生かしながら、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、女川町が目指す子供の姿の具現化を図る。 **女川町目指す子供の姿「志をもって、未来を切り拓いていく子供」**
- ・町中心部に立地した施設一体型小中一貫教育学校の利点を生かし、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、児童生徒一人一人が輝く学校づくりを推進する。

学校教育目標

命輝かせて女川を愛し 志をもって未来を創る 心豊かでたくましい児童生徒の育成

目指す児童生徒像

【小学校】

〈確かな学力〉進んで学ぶ児童 : 勉強いっぱい
〈豊かな心〉思いやりのある児童 : 真心いっぱい
〈健やかな体〉たくましい児童 : 元気いっぱい

【中学校】

磨練: 志高く 夢に向かって努力を続ける生徒
慈愛: 自他の生命を慈しみ 共に高め合う生徒
鍛錬: 心身を鍛え 粘り強くやり抜く生徒

目指す教師像

- 児童生徒と真剣に向き合う教師
- 研鑽に励み、向上心のある教師
- 豊かな人間性を備えた教師
- 児童生徒、保護者、地域から信頼される教師

学校経営方針～女川ドリームプロジェクト～

多くの体験を通して、共に困難を克服し、失敗から学べるたくましさを育む

(今年度スローガン)『新しいことへの挑戦! そして、新たな自分を発見しよう!』

※学校課題のキーワード ●自己有用感・肯定感 ●人間関係づくり ●学力 ●家庭との連携

重点施策

- 1 体験活動の意識付け(その後の生活に生かせる**振り返り**を重視 活動前の事前指導の徹底)
- 2 新しいことへ、新しい方法・見方・考え方で、失敗を恐れずチャレンジしようとする態度の育成
- 3 学力向上を目指した、主体的・対話的で深い学びの充実と指導法工夫改善の推進
- 4 児童・生徒同士の『教え合い』『学び合い』『認め合い』『励まし合い』『褒め合い』活動の推進
- 5 生徒の自主性(自律・自立)と自己肯定感・自己有用感の育成推進(生徒会・児童会でのリーダー育成)
- 6 非認知能力(協調性・最後までやり抜く力等)を育む教育の推進
- 7 「挨拶・清掃・後始末」の徹底(今年度も『挨拶』を重点施策に)と『返事』の徹底
- 8 異年齢集団の活動を通して、社会性や豊かな人間性を育ませる施設一体型小中一貫教育学校としての取組
- 9 重点施策に対しての意識を高める期間の設定(学年末学習タイム、キュピナ週間、女川っ子仕草月間等)
- 10 家庭との共通歩調(家庭学習の習慣化 二者面談・三者面談の体制強化 子供の良さを共有)
- 11 時間を意識した学校生活(将来のために今、何をしなければならないのかの意識づけ)
- 12 読書活動の推進

(参考)女川町の主な文化財

令和6年4月現在

No.	種 別	名 称	員数	内 容	所在地	所有者	備考	現在の状態
1	国指定	天然記念物 陸前江島ウミネコ 及びウトウ繁殖地	2島	ウミネコ・ウトウの繁殖地で繁殖期は5月から7月。 繁殖地としては南限とされている。	女川町江島字荒蔵小島・字足島	旧国有地 漁協	S9. 1. 22 (指定) S33. 5. 14 (追指定)	島の地盤沈下は見られるが、繁殖地としては異常なし。
2	県指定	天然記念物 球状斑れい岩	1島	笠貝島北西部に見られる岩石国内でも十数例しか確認はされていない希少なもの。	女川町江島字笠貝島	漁協	S44. 8. 29 (指定)	震災後は地盤沈下のため上陸できず 目視による確認のみ 特に異常は認められない
3	県指定	無形民俗文化財 江島法印神楽		江島久須師神社の祭礼で奉納される神楽。 登米地方の神楽を継承。	江島法印神楽保存会	同左	S46. 3. 2 (指定)	津波被災無し
4	町指定	天然記念物 塚浜のタブノキ	1本	三陸海岸を生育北限とする暖地性の常緑喬木。 北限のものとしては極めて大きい	女川町塚浜字塚浜	私有地	S54. 4. 1 (指定)	津波被害無し (石垣は地震のため破損)
5	町指定	天然記念物 塚浜のヒサカキ	1本	ヒサカキの中でも北限のものとしては大木の部類に入る貴重なもの。	女川町塚浜字塚浜	私有地	S54. 4. 1 (指定)	津波被害無し (石垣は地震のため破損)
6	町指定	天然記念物 三十三観音道 大杉	1本	胸高径2m近くで、日本海側に生息する杉と同一と思われる。 太平洋側で見られるのは珍しい。	女川町女川浜字女川 (通称女川山地内)	共有地	S54. 4. 1 (指定)	津波被害無し
7	町指定	有形文化財 木造・三十三観音	33体	延享元年頃(1744年)から、横浦元大肝入木村家に伝わる 観世音菩薩像	女川町横浦	木村誠次	S57. 2. 26 (指定)	津波被害はなし 所有者保管
8	町指定	有形文化財 横浦木村家文書	約 200冊	同上木村家に伝わる古文書 寛永18年頃から明治3年頃まで (1641年～1870年)	女川町横浦	木村誠次	S57. 2. 26 (指定)	データ化済(写真) 奈良文研での塩抜き作業 終了後、所有者へ返還。 令和6年3月女川町教育委員会預かり
9	町指定	有形文化財 石浜遠藤家 古文書	1冊	石浜遠藤家に伝わる古文書 寛政12年頃から嘉永7年(1800年～1854年)までの出来事を綴った「萬ふしぎの事扣覧帳」(通称:勇蔵日記)	女川町出島字出島	土井賢亮	S57. 2. 26 (指定)	津波被害無し
10	町指定	有形文化財 木造三尊厨子	1基	厨子の中には梵字で歓喜自在天、扉の右に軍荼利明王・左に十一面観音が貼り付けてあります。 江戸時代中期から後期の作と言われています。	女川町出島字出島	永清寺	H13. 8. 1 (指定)	津波被害無し 保有者保管
11	町指定	有形文化財 三十三観音碑	32基	文政7年に独国和尚が建立した33基の観音石碑のうち32基	女川町女川浜字女川 (通称女川山地内)		H22.1. 6 (指定)	
12	町指定	有形文化財 補蛇閣内部	5基 1枚 1口	①独国和尚墓碑②子孫長久一尊像碑 ③④五穀豊穰・天下泰平祈願碑 ⑤三十三番碑、木類、鰐口	女川町女川浜字女川 401		H22.1. 6 (指定)	津波で建物破損 その後解体 R3. 1再建石碑も移設 木類・鰐口は補蛇閣内部に保管
13	町指定	有形文化財 金毘羅大権現碑	1基	金毘羅は「海難」「雨乞い」の守護神とされ、女川村民の航海安全を祈願して文政8年に建立された。			H22 1. 6(指定)	津波で破損 石碑は元の場所の近くで発見 (鷲神公園で保管)
14	町指定	有形文化財 波切不動尊	1基	建立は文政7年。船舶の安全を願う家族の参拝が絶えず、人々に厚く信仰されている	女川町女川浜字女川		H22 1. 6(指定)	津波被害無し
15	町指定	有形文化財 掛軸「龍」	1幅	女川町佐藤良一氏から寄贈 独国和尚直筆の掛軸	女川町女川一丁目 1-1	女川町 教育 委員会	H22 1. 6(指定)	教育局保管 (修復済み)
16	町指定	有形文化財 掛軸「龍」	1幅	山形県高島町山木重幸氏から寄贈、独国和尚直筆の掛軸	女川町女川一丁目 1-1	女川町 教育 委員会	H22 11. 24(指定)	教育局保管
17	町指定	有形文化財 写経 「佛説文殊無 量無邊」	1巻 (冊)	山形県高島町山木重幸氏から寄贈、独国和尚が書き写したと伝えられている写経	女川町女川一丁目 1-1	女川町 教育 委員会	H22 11. 24(指定)	教育局保管

18	町指定	有形文化財 絡子	1枚	山形県高島町山木重幸氏から寄贈、独 國和尚が使用していた絡子	女川町女川一丁目 1-1	女川町 教育 委員会	H22 11. 24(指定)	教育局保管
19	町指定	有形文化財 法華一字石塔 (石碑)	1基	補陀閣の周辺石碑で 文化元年(1804年)に独國和尚が建立 (独國和尚関連石碑)	女川町女川浜 字女川401		H27 3. 25(指定)	R3・1 補陀閣敷地内に移設
20	町指定	有形文化財 金剛売石経 (石碑)	1基	補陀閣の周辺石碑で 文化元年(1804年)に独國和尚が建立 (独國和尚関連石碑)	女川町女川浜 字女川401		H27 3. 25(指定)	R3・1 補陀閣敷地内に移設
21	町指定	有形文化財 道祖神 (石碑)	1基	補陀閣の周辺石碑で 文化元年(1804年)に独國和尚が建立 (独國和尚関連石碑)	女川町女川浜 字女川401		H27 3. 25(指定)	R3・1 補陀閣敷地内に移設
天然 記念 物 方孔 石		当地域で多く見ら れる穴開き石でど のようにして組成さ れたか不明	尾浦海 岸～出 島海岸 の汀線 に散在 する	国有地		現在も、竹 浦や尾浦 の浜で見ら れる。		データ化済(写真)
		有形文化財 江島木村家 古文書	約葉	木村家に伝わる古文書	女川町旭が丘	木村敏雄		データ化済(写真)
		有形文化財 女川浜丹野家 古文書	約葉	丹野家に伝わる古文書	女川町出島字 出島	土井賢亮		データ化済(写真)
		有形文化財 尾浦千葉家 古文書	約葉	千葉家に伝わる古文書	女川町尾浦	千葉紀雄		データ化済(写真)
		史跡 横浦の磨崖仏	1体	溪流の崖の岩に浮彫りで刻ま れた不動明王像	女川町横浦字 横浦	木村国男	江戸時代中期(作 者等不明)	津波被害無し
		天然記念物 夏浜の鳴り砂 小屋取		砂浜がきれいな状態で人が歩くと音が 鳴ります。 全国でも鳴り砂の浜は珍しい	女川町飯子浜字 夏浜 女川町塚浜字 小屋取	国有汀渚		年に数回、おながわの 鳴り砂を守る会による清 掃が行われている。
		史跡 出島配石遺構群		縄文後期から晩期にかけての 土器片が出土する石組遺構群で楕円 形の覆土、大型石材が用いられてい る。	女川町出島字出島	私有地		津波被害なし
		天然記念物 方孔石		当地域で多く見られる穴開き石でどのよ うにして組成されたか不明	尾浦海岸～出島海岸 の汀線に散在する	国有地		現在も、竹浦や尾浦の 浜で見られる。

その他

	種 別	名 称	員数	内 容	所在地	所有者	備考	現在の状態
1		有形文化財 松島町内古文書	約葉	松島町の教育委員会より寄贈 されたもの、襖の下張り	女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会	観蘭亭の襖	東北歴史博物館で保管
2		日本外史	4冊		女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管
3		論語本	5冊		女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管
4		龍神面	1面	H23. 10 江島 中村和雄さんより寄贈	女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管



発行年月 令和 8 年 7 月

発 行 者 女川町教育委員会

所 在 地 〒 9 8 6 - 2 2 6 5
宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目 1 番地 1

電 話 0 2 2 5 - 5 4 - 3 1 3 3

F A X 0 2 2 5 - 5 4 - 4 6 4 6

U R L <http://www.town.onagawa.miyagi.jp/>



女川町民憲章

(昭和 56 年 11 月 22 日制定)

わたくしたちは、うみねこ群れとぶ三陸の美しい豊かな海に夢をもとめ、歴史と伝統を重んじ、互いに信じあい、助けあって、未来にはばたく創意と活力に満ちた港町女川を築くため、この憲章を定めます。

一 わたくしたちは、
健康で働き、
明るい、豊かな町を
つくります。

一 わたくしたちは、
自然を大切にし、
きれいな町を
つくります。

一 わたくしたちは、
きまりを守り、
住みよい町を
つくります。

一 わたくしたちは、
としよりを敬い、
若い力を育て、
希望のまちを
つくります。

一 わたくしたちは、
互いに学びあい、
文化の町を
つくります。



町の魚「鰹」



町の木「杉」



町の鳥「うみねこ」



町の花「桜」

